

越知町からのお知らせ

定額給付金 4月1日受付開始

4月下旬給付開始
(2ページ参照)

お 4 2009年 広報 No.454 ち



第23回 越知町少年柔道錬成大会団体戦女子
高学年の部で見事優勝した越知町少年柔道部

町民の動き (21.3.1現在)

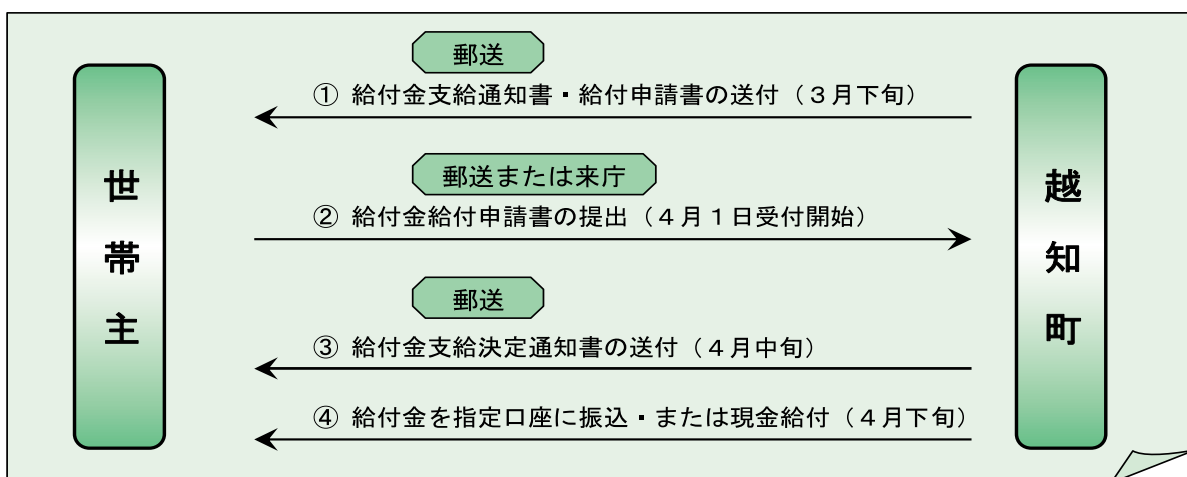
人口……………6,820人 (△20)
男……………3,182人 (△ 6)
女……………3,638人 (△14)
出生…………… 1人
死亡…………… 5人
転入…………… 17人
転出…………… 33人
世帯数……………3,070戸 (△ 4)



<http://www.town.ochi.kochi.jp/>

定額給付金給付のお知らせ

越知町では、4月1日より定額給付金申請の受付を開始いたします。この給付金は、景気後退下での住民の皆様への不安に対処するため、住民の皆様への生活支援を行うとともに、あわせて、広く給付することにより地域の経済対策に資することを目的として給付されます。原則として世帯主様への給付となり、給付までの流れは次のようになります。



【給付対象者および申請・受給者】

- 基準日（2月1日）において、次のいずれかに該当する者
 - ①住民基本台帳に記録されている者
 - ②外国人登録原票に登録されている者（不法滞在者および短期滞在者のみ対象外）
- 申請・受給者は、原則として給付対象者の属する世帯の世帯主（外国人については、各給付対象者）

【給付額】

給付対象者1人につき**12,000円**

ただし、基準日において65歳以上の者および18歳以下の者については**20,000円**

【申請および給付の方法】

- 原則として次の①、②の方式で実施しますが、困難な場合に限り③の方式で給付します。
 - ①郵送申請方式：振込口座を記した申請書を添付書類とともに町に返送し、振込により受給
 - ②窓口申請方式：振込口座を記した申請書を窓口で提出し、振込により受給
 - ③窓口現金受領方式：申請書を窓口で提出し、後日窓口で現金により受給

※ どの方式でも、本人確認・振込口座の確認をさせていただきます。

※ ゆうちょ銀行を振込先口座に指定された場合、振込までに日数がかかる場合があります。

◆お問い合わせ先 住民課福祉係 給付金担当 TEL26-1170

注意!!

定額給付金の給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!!

- 越知町や総務省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 越知町や総務省などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、越知町や総務省などが住民の皆様への世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに役場や総務省（の職員）などから不審な電話がかかってきたら、迷わず、越知町や最寄りの警察署（または警察相談電話（#9110））にご連絡ください。

越知町共通プレミアム付『ニコニコ商品券』について

この商品券の発行は、個人消費の低迷が続く中、町外への購買流出の防止対応を図りつつ、地元消費拡大を目指し、地域経済の活性化を目的としたものです。

【販売額】 1セット5,000円（500円券×12枚綴り＝6,000円分）

【発行部数】 4,000セット（16歳以上の方で1人4セットまで購入可、ただし、代理購入はできません）
※先着順に受付販売し、完売次第終了します。

【販売場所】 越知町商工会

【販売日】 4月24日（金）・25日（土）・26日（日）午前9時～午後4時
※残った場合の商品券については商工会にて販売します。（月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで、土日祭日は除く）

【商品券利用可能店舗】

越知町共通プレミアム付商品券加盟店※後日チラシにより、加盟店一覧表をお知らせします。

【有効期間】 5月1日（金）～10月31日（土）

※有効期間を過ぎての利用は出来ません。

※この商品券は、町内外を問わず、どなたでもお買い求めできます。

『ニコニコ商品券』の取扱加盟店の募集について

越知町商工会では、町内の取扱加盟店で使用できる期間限定のプレミアム付商品券を発行します。町内で商工業等を営む方は、業種を問わず加盟店登録が可能ですので、次の内容を確認していただき、お申し込みください。

【対象、取扱事業者】 越知町内で商工業等を営んでいる方

【募集期間】 4月1日（水）～4月15日（水）

※お客様に配布する加盟店一覧表の作成のため、4月15日（水）を募集期限とさせていただきますが、募集期限後も加盟店登録の受付は行います。ただし、当初の加盟店一覧表には掲載できません。

【換金方法】 商工会まで回収商品券をご持参いただければ、預り証と引き換え、支払日に預り証と引き換えに現金で支払います。※換金できるのは取扱加盟店として登録いただいた事業者のみです。

○支払日は毎月2回

① 15日締切、20日支払い、

② 月末日締切、5日支払い

※締切日、支払日が土・日・祝日の場合はその翌日とします。

【換金期限】 11月2日（月）締切、11月5日（木）支払

【換金場所】 越知町商工会

【加盟方法】 商工会までご連絡いただければ、越知町共通プレミアム付商品券加盟申込書をお届けします。必要事項に記入の上、商工会まで提出（FAX可）してください。

【その他】 加盟店として登録いただいた方には、後日、商品券の見本およびポスター等をお渡しします。

◆お問い合わせ先 越知町商工会 TEL 26-1181 FAX 26-2318

～町内で卒園・卒業式～



卒業式、卒園式が行われました。



3月24日 越知幼稚園卒園式



3月25日 越知保育園卒園式



3月24日 越知幼稚園卒園式



3月25日 越知保育園卒園式



3月24日 越知幼稚園卒園式



3月25日 越知保育園卒園式

平成20年度卒業生・
卒園生数

越知中学校	71人
越知小学校	48人
越知幼稚園	20人
越知保育園	35人

卒園児、卒業生たちは
楽しかったこと、
苦しかったこと、い
ろんな思い出を胸に
かみしめながら、後
輩や先生に見守られ、
数え切れない思い出
を胸に学び舎を巣立
ちました。

さまざまな思いを胸に



越知小学校・中学校と保育園・幼稚園で



3月14日 越知中学校卒業式



3月21日 越知小学校卒業式



3月14日 越知中学校卒業式



3月21日 越知小学校卒業式



3月14日 越知中学校卒業式



3月21日 越知小学校卒業式

防災学習会・訓練を実施!

『鎌井田自主防災組織』
『日ノ浦・清助自主防災組織』

2月22日に鎌井田老人里の家で、3月8日に日ノ浦集会所で、それぞれ防災訓練・防災学習会が行われました。両地区とも、多くの住民が参加してくれており、高吾北消防署、消防団などの協力・指導を受けて、土砂災害や地震についての学習に始まり、消火訓練やAEDを使用した心肺蘇生法の講習などを熱心に実施しました。



消火器による消火訓練 (日ノ浦・清助)



心肺蘇生法の講習 (日ノ浦・清助)



心肺蘇生法の講習 (鎌井田)

速やかに消火活動を行うため

越知町消防団による消防水利点検が、3月1日に越知町内で行われました。

この点検は、火災発生時に速やかに消火活動を行うため、毎年、火災予防週間中に消防団行事として行われているもので、野老山・横島・明治地区すべての消火栓と防火水槽を点検し、ペンキを塗り直しました。



高北地区消防団 連合演習

越知町消防団と佐川町消防団による連合演習が、3月22日に宮の前公園で悪天候の中に行われ、約250人の団員が消防技術の向上を図りました。

この演習は2年に一度、両町の消防団員の技術の向上と親睦を深めることを目的として行っているもので、午前中



火点早掛け防水訓練

は、分列行進や一斉放水などを行い、午後からは火点早掛け放水競技やボール早出し競技を行いました。

分列行進では、「敬礼」など号令により、各分団が息の合った行進を披露し、また、火点早掛け放水競技では、約80メートル先にある火点をいかに早く消火できるかを各分団が実践しながらに競い合いました。



一斉放水訓練

町指定文化財に放水訓練



3月1日に宮ヶ奈路にある天石門別安国玉主天神社（あめのいわとわけやすくにたまぬしてんじんじや）で、放水訓練を越知町消防団が行いました。

本堂から出火したという想定で近くの河川から小型ポンプを使用し、ホースをつなぎ、手際よく屋根に水をかけました。

「文化財を大切にする」という思いと、「防災意識の高揚」を図ることができた素晴らしい訓練でした。

安心・安全な町に向けて



3月13日、地域安全協会・佐川警察署・高吾北消防署・越知町消防団・越知町民生委員・区長の皆さんと社会福祉協議会・町職員らが町内の85歳以上のご夫婦や一人暮らしの方のお宅を訪問し、防災・防犯点検を行いました。

この日は5班に分かれ、高齢者宅を訪問し、台所や風呂場などの火の元を点検し、悪質商法等の防犯対策を指導しました。

訪問後、越知町消防団屯所で各地区の報告会が行なわれ、平成23年6月までに設置しなくてはならない住宅用火災警報器の普及促進・広報の方法などについても話し合いました。



南海地震に備える



南海地震は今世紀前半にも発生すると言われていています。その時、高知県では全域で震度5強から6強という非常に強い揺れが、約100秒間続き、沿岸部では津波が3分から30分以内には到達すると予想されています。この南海地震が発生すると、県内全域にわたって、家屋の倒壊、交通網の寸断、津波による浸水等多くの被害が発生すると考えられます。南海地震に備え、被害を最小限にするために、住民の皆様には、自宅の耐震補強や家具の転倒防止、非常用の水や食料の備蓄、避難経路・避難場所の確認など、「自分の命は自分で守る」（自助）や「隣近所で助け合う」（共助）の取組を行っていくことが大事だと考えられます。そこで自宅で行える防災対策の一例を紹介します。

●非常用持ち出し品（避難時に持ち出す物）

ヘルメット・防災頭巾、運動靴、懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、現金、貴重品等

●備蓄品（避難生活に備えて家に蓄えておく物）

飲料水、食料等 ※3日以上以上の備蓄が必要！

●ガラスの飛散防止

ガラスが飛び散らないようにガラスにフィルムを貼ります。

●家具転倒防止

タンスやテレビ、食器棚等が転倒するのを防止します。

●住宅の耐震補強

●避難経路・避難場所等の確認

この他にもたくさん防災対策はあると思われます。是非一度ご家族・地域で防災対策について話し合ってみてはどうでしょうか？



◆お問い合わせ・病院紹介先 高吾北消防署 TEL 26-2111

第23回越知町少年柔道錬成大会

第23回越知町少年柔道錬成大会が2月22日に町民総合運動場体育館で行われ、県内外の小学生約250人が集い、熱戦が繰り広げられました。

開会式では、越知町少年柔道部の鈴木勢那君と伊藤光里さんが力強い選手宣誓を行いました。

越知町少年柔道部からは、11名がそれぞれの部門に参加し、日ごろの練習の成果を



揮しました。団体戦女子高学年の部では、藤原千波さん、藤原七海さん、伊藤光里さんの3人で出場した越知町少年柔道部Aチームが県内外の強豪チームに勝ち抜き、13年ぶりに見事、優勝に輝きました。今大会にご協力いただきました関係者、保護者の皆様どうもありがとうございます。



北広島町芸北地域で冬の交流

2月20・21日の2日間、北広島町芸北地域の小学生と越知小学校5年生の児童22名がソリやスキーをして交流を楽しみました。交流に参加した児童の作文を紹介します。

越知小 5年 畑山光成

ぼくは夏の交流の時、ともりの君という子と友達になりました。そして、半年たつて広島町の芸北に行つてソリをする時に、ともりの君がぼくと文也のことを覚えていてくれてとても良かったです。ぼくはソリをする時ともりの君がいろんなことを教えてくれました。ソリでぼくは下まで行きたいと思つてやつてみたけどぜんぜんいかなかったけど、何回かやっていたらいきなりました。ソリの最後らへんでレースをしてとても楽しかったです。

2日目のスキーは、とてもむずかしくて泣きそうになりました。けど、



7回ぐらいやったらいきなりました。ぼくは、リフトに乗って上まで行つてやりました。その時は、とても風が気持ちよかったです。とてもいいけんになりました。ぼくはまた芸北地域に行きたくなりたいです。今度は家族で行きたいです。芸北地域の皆さんありがとうございました。

おちスポーツクラブカップ

3月11日に、町民総合運動場体育館において、「おちスポーツクラブカップ」第4回バレーボール大会が行われ、熱戦が繰り広げられました。

今大会の参加人数は、越知町3チーム、仁淀川町2チームの総勢33名でした。成績は、次の通りです。

【6人制バレー】

優勝

池川B (仁淀川町)

準優勝

池川A (仁淀川町)

第三位

役場 (越知町)



地域安全アドバイス

高吾北地区地域安全協会事務局（佐川警察署 刑事生活安全課内）
TEL 22-0560

電話勧誘販売に関するトラブルが増えています

佐川署管内でも、勧誘販売の電話がよくかかってくるとの話を聞きます。電話勧誘販売でのトラブルに巻き込まれないためにも、必要のない用件であれば早めに断り、電話を切るようにしましょう。

勧誘販売の電話がかかってきた時の注意点

- 勧誘電話は台風と同じです。（長い時間かかると、被害が大きくなります）
- お話好きは要注意
（何気ない、おしゃべりの間にあなたの情報を聞き出されてしまいます）
- 言葉のキャッチボールはしない（勧誘電話は、話が長くなると断りにくくなります）

※勧誘電話を切ることは、決して失礼ではありません



私は一人暮らし
やし、子どもは
県外におって。

勧誘電話の断り方（例）

「いません」
「興味がありません」
「家族に聞かないとわかりません」 などが効果的かと思われま



交通安全協会からお知らせ

TEL 22-0110

佐川警察署・交通安全協会佐川支部

※交通安全協会は、皆様の会費で運営されています。ご協力よろしくお願ひします。



春の全国
交通安全運動

実施期間
4月6日（月）～4月15日（水）
4月10日（金）は交通事故ゼロを目指す日

交通安全運動実施中

【運動の基本】

子どもと高齢者の交通事故防止

【重点目標】

- 1 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 飲酒運転の根絶

お 願 い

運動期間中は、ボランティアの方や関係者が街頭指導など交通安全活動に携わってくださいます。またドライバーサービスやパレードなども行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
地域のみなさんも、家庭や職場などで話し合いを通じて、地域から悲惨な交通事故を根絶するよう交通安全意識を高めましょう。



◆お問い合わせ先
高知県警察本部企画課
TEL 088-826-0110
FAX 088-825-3960

※FAX、持参以外の提出方法についてはお問い合わせください。

※電話での受付は行なっておりませんのでご了承ください。

【提出方法】

ご意見を提出していただく方は、住所・氏名・電話番号を明記の上、FAX、持参等（最寄の警察署、交番・駐在所まで）により、提出をお願いします。

【募集期間】

3月24日～4月30日

平成24年4月に中村・清水警察署の統合を予定しております。統合後の警察署の名称についてご意見を募集しています。

中村・清水警察署の統合にもなう警察署の名称についてご意見を募集しています

役場等の業務終了時刻が午後5時15分に変更になりました

昨年の人事院勧告に伴う職員の勤務時間の改正により、4月1日(水)から役場および教育委員会、保健福祉センターの業務終了時刻が、午後5時30分から午後5時15分となりました。

なお、保育園および幼稚園は変更ありません。

◆お問い合わせ先

総務課行政係

TEL26-1111

役場庁舎耐震化・改修工事を行います

4月中旬から9月末頃まで、役場庁舎の耐震化・改修工事を行います。工事の際は、付近住民の皆様をはじめ、ご来庁の方々にもご迷惑・ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

また、庁舎前の駐車場が使用できなくなりますのでご来庁の際には東隣の駐車場をご利用ください。

◆お問い合わせ先

総務課

TEL26-1111

公用車を売ります

次の公用車を入札により売ります。入札に参加希望の方は、次の事項を確認のうえ「入札参加申込書」を総務課まで提出してください。

【入札参加要件】

越知町に住所を有する個人または法人

【入札書の提出方法】

総務課に備え付けてある「入札参加申込書」を総務課まで持参または送付してください

【提出期限】

4月20日(月)午後5時必着

【提出場所】

総務課

【開札】

4月21日(火)に総務課において行います

◆お問い合わせ先

総務課

TEL26-1111

【物件1】



【車名】トヨタクラウン

(平成6年式 色 黒)

【車検】車検なし

【走行距離】リサイクル料金支払済み

163,456 km

【物件2】



【車名】ニッサンキャラバン

(平成6年式 色 黒)

【車検】

平成21年12月25日

リサイクル料金支払済み

【走行距離】

37,585 km

広報おちに有料広告を掲載しませんか

広報紙は全世帯に毎月配布され、宣伝効果が期待できます。会社やお店をアピールするよい機会です。ぜひ、ご利用ください。

し、広報紙の編集状況に応じて、位置を変更することがあります。

【掲載できない広告】

○政治活動または宗教活動に関するもの

○特定の意見の主張または特定の個人の宣伝を主たる目的とするもの

○青少年の教育上好ましくないもの

○法令などに違反し、または抵触するおそれのあるもの

○貸金業に関するもの

○暴力団、その他反社会的団体が関与すると認められるもの

○公租公課を滞納している者の広告

○その他広報紙に掲載する広告として適当でない町長が認めるもの

※公租公課とは・・・
国または地方公共団体によって公の目的のために賦課される公の負担の総称です

【広告掲載箇所】

広報紙各紙面の下部。ただ

【広告の規格・掲載料等】

広告1(1段サイズ)

規格 縦48mm×横174mm

広告掲載料(1月分)

5000円

(広告主が町内の場合)

10000円

広告2(半サイズ)

規格 縦48mm×横87mm

広告掲載料(1月分)

3000円

(広告主が町内の場合)

6000円

(広告主が町外の場合)

【申込方法】

総務課に備え付けの申込書に必要事項を記入し、広告原稿および当該広告の電子データ、納税証明等を添えて、広告掲載を希望する月の前々月の25日までに申し込みください。

◆お申し込み・お問い合わせ先

総務課広報係

TEL26-1111

「あいさつ運動」
ご協力をお願いします

越知町地域教育推進協議会では、通園・通学する子どもたちの見守りと、地域の信頼関係や連帯意識を深めることを目的とした「あいさつ運動」を毎月20日、役場前を中心に行っています。町民のみならずもご自宅の前で構いませんので、ご参加・ご協力をお願いいたします。

【日時】

午前7時40分～午前8時20分
毎月20日（休日の場合は20日前後になりますので、広報の行事カレンダーでお知らせします）

【場所】

役場前
（ご自宅の前でも構いません）

◆お問い合わせ先

生涯学習課
TEL26-3400

国保人間ドックの募集時期が
変更になります

今まで国保人間ドック受診の募集は、7月に申し込みをしていたのですが、今年から受付を5月に変更します。また、健診時期も8月から受診できるようになります。受付期間を間違わないようにしてください。

【募集期間】

7月から5月に変更

【健診期間】

10月開始から8月開始に変更
※受診対象者や検査内容などについては変更ありません。

◆お問い合わせ先

住民課国保係
TEL26-1170



総合健診のお知らせ

本年度は、次の日程で総合健診を実施します。年に一度の健診ですので、多くの方が受診されますようお願いいたします。

1ヶ月前までに受診希望調査票を送付しますので、ご記

【総合健診日程・実施場所】

6月26日（金）	明治地区（明治中学校）
10月15日（木）	明治以外の地区（保健福祉センター）
10月16日（金）	明治以外の地区（保健福祉センター）
10月18日（日）	明治以外の地区（保健福祉センター）
10月19日（月）	明治以外の地区（保健福祉センター）
10月20日（火）	明治以外の地区（保健福祉センター）

入のうえ期日までに必ず返信ください。調査票が送られてこない場合には、保健福祉センターまでご連絡をお願いします。

なお、今年も飛び込みでの当日受付はできませんので、必ず事前の申し込みをしていただくようお願いいたします。

【乳がん検診（マンモグラフィ）日程・実施場所】

本年度40歳以上で偶数年齢の女性が対象です。（奇数年齢の方は受診できません）

11月15日（日）	（保健福祉センター）
11月16日（月）	（保健福祉センター）
11月17日（火）	（保健福祉センター）

◆お問い合わせ先

保健福祉センター
TEL26-3211

ご利用ください
福祉タクシー！
福祉ガソリンチケット！

障害者の社会参加のために、福祉タクシー・福祉ガソリンチケットを身体障害者手帳1級～3級、または療育手帳A1、A2を持っている方に交付します。ただし、重複交付、交付後の変更はできません。

なお、4月1日から受付しますが、月割交付（月2枚）です。5月以降の申請の場合は、申請月以前のチケットは差し引いた交付となります。

（平成21年度もチケット1枚350円）

◎ガソリンチケットは、介護のための同一世帯の運転者も対象となります。町内のガソリンスタンドでご利用ください。

※申請に必要なもの

【タクシーチケット申請】

身体障害者手帳または療育手帳、印鑑

【ガソリンチケット申請】

身体障害者手帳または療育手帳、印鑑、運転免許証、自動車検診

◆申請・お問い合わせ先

住民課福祉係
TEL26-1170

平成21年度から介護保険料が変わります

介護保険では、65歳以上の方の保険料は3年に一度改定されることになっており、平成21年度がその改定の年に当たります。

越知町における65歳以上の方の保険料については本年度(平成21年度)から平成23年度までの3年間に提供される介護サービス費用の見込みに基づき、保険給付に要する費用の約20%を、越知町にお住まいの65歳以上の方の人数で割った額を基準額として決定しました。

介護保険料見直しが必要な理由

- ① 要介護者が増えている……高齢化の進行に伴い要介護者の数が増えています
- ② サービスの利用者が増えている……在宅・施設サービスを利用する人の数や利用量が増えています

○ 越知町の「基準額」は次のとおり決まりました。

越知町の基準額	4,528円(月額)	54,300円(年額)
----------------	-------------------	--------------------

○ この基準額を中心に、所得に応じた負担になるように、7段階の保険料に分かれます

軽 減				割 増		
軽減される者				基準	割増となる者	
世帯全員が町民税非課税の方			新たに設けられた軽減段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税の方		
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	
●生活保護の受給者 ●老齢福祉年金受給者	前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	第2段階に該当しない方	前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超える方	前年の合計所得金額が200万円未満の方	前年の合計所得金額が200万円以上の方
基準額 × 0.5	基準額 × 0.5	基準額 × 0.75	基準額 × 0.85	基準額	基準額 × 1.25	基準額 × 1.5
保険料額(年額)	27,100	27,100	40,700	46,100	54,300	67,900
					81,500	

◆お問い合わせ先 住民課介護保険担当 TEL26-1170

国民年金のお知らせ

平成21年度の年金額は据え置きのままです

平成20年の年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率の確定値が1・4%と公表されましたが、平成12年度から14年度のマイナス物価スライド(1・7%)を特例的に実施せず、据え置いていることから、本来の水準よりも高い年金額になっているため、据え置きになります。

また、特別障害給付金については、1・4%引き上げられることになりました。

学生には「学生納付特例制度」があります

二十歳になった方で公的年金に加入していない方は、国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられています。学生については、申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

【対象者】

大学(大学院)、短期大学・高等学校・高等専門学校、専修学校等

に在学する二十歳以上の学生。(前年の所得額において一定の制限があります)

【承認期間】

4月から平成22年3月

【承認を受けた期間は・・・】

老齢基礎年金や障害基礎年金の受給資格期間に算入されません。(年金額には反映されません)10年以内であれば追納できますので、年金額を満額に近づけるためにも追納するようにしましょう)

※3年度目以後に追納する場合は一定の加算額がかかります。

【申請手続き】

住民課(年金係)で申請してください。初めて申請される方は、学生証の写し、または在学証明書、と認印をご持参ください。

学生納付特例の申請が簡素化されています

申請は毎年必要ですが、前年度に申請をされた方で卒業予定年月日を記入され、翌年度も引き続き在学中の方については、必要事項を印字した申請ハガキをお送りし、簡単な記入で申請することができるよう簡素化が図られることになりました。

老齢基礎年金の繰上げ、繰り下げについて

【繰上げ支給】

老齢基礎年金は原則として65歳から受けることができますが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間でも繰り上げて受けることができます。請求時点において月単位の減額率に応じて減額され、その減額率は一生変わりません。不利益な点もありますので、注意が必要です。

【繰下げ支給】

希望すれば66歳以降に増額した老齢基礎年金を受けることができます。ただし、遺族年金等、他年金の受給権がある場合は繰下げ請求できません。また振替加算については、増額の対象外で繰下げ中は受けることができません。必ず70歳到達月末までに請求してください。

◆お問い合わせ先

住民課年金係

TEL26-11115

高知西社会保険事務所

TEL088-875-1717

長期使用製品 安全点検制度が始まります!

事故を防ぎ、長く安全に使うために「長期使用製品安全点検制度」が4月1日からスタートします。製品が古くなると部品等が劣化し、火災や死亡事故を起こすおそれがあります。「長期使用製品安全点検制度」では、メーカーなどに所有者登録することで、適切な時期に点検通知が届きますので、点検(有料)を受けましょう。

本制度は4月1日以降に製造・輸入された次の製品を対象とします。なお、この日より前に製造・輸入された製品も点検可能ですので、詳しくは、メーカーなどにお問い合わせください。

【対象製品(特定保守製品)】

- ・屋内式ガス瞬間湯沸器
- ・都市ガス用、プロパンガス用
- ・屋内式ガスふろがま
- ・都市ガス用、プロパンガス用
- ・石油給湯機
- ・石油ふろがま
- ・密閉燃焼式(EF式)石油温風暖房機
- ・ビルトイン式電気食器洗機
- ・浴室用電気乾燥機

◆お問い合わせ先

産業建設課

TEL26-11105

四国経済産業局

TEL087-811-8526